

# 津山市立鶴山小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

## めざす子ども（児童）像

### 〇いじめをしない、させない、ゆるさない子

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のメール等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・インターネット・メールの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修等を実施する。
  - ・「いじめについて考える週間」において、各学年等が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々の懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発の取組を進める。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### 学 校 運 営 協 議 会

##### <学校運営協議会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対
- <学校運営協議会の開催時期>
- ・年6回開催
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達
- <構成メンバー>
- ・校外  
有識者、PTA会長、地域関係者
- ・校内  
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネット/パトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW、SSP等)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・津山市子ども子育て相談室
- <連携の内容>
- ・見守り児童の情報交換、ケース会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・児童支援

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①  
い  
じ  
め  
の  
未  
然  
防  
止

- (職員研修)
- ・教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点等についての研修を行う。
- (学級づくり)
- ・自己有用感や充実感を感じられる学級づくりや落ち着いた学習等の基礎となる学習規律の定着を行う。
- (児童会活動)
- ・いじめについて考える週間や人権週間では、児童会活動の中の委員会活動において、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (居場所づくり)
- ・学年集会や行事等の特別活動を通して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。また、保護者への啓発活動を、実施する。

②  
早  
期  
発  
見

- (実態把握)
- ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
- ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
- ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- (職員終礼や毎週金曜日終礼前に、児童生徒に関する情報共有する時間をもつ。)
- (家庭への啓発)
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
- (関係機関との連携)
- ・インターネット等で行われるいじめに対しては、県のネットパトロール事業等から状況を把握し、いじめを認知した場合は、教育委員会等関係機関と連携して対応する。

③  
い  
じ  
め  
へ  
の  
対  
処

- (いじめの有無の確認)
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで取り扱ふことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- (重大事態への対処)
- ・いじめによる重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会を開催し、教育委員会と連携して組織的に対応する。